

平成23年8月19日

警察庁交通局交通規制課法令係
パブリックコメント担当
国土交通省道路局企画係
パブリックコメント担当

御中

東京都八王子市元八王子町 1-347-2
公益社団法人自転車道路交通法研究会
代表理事 瀬川 宏
Tel 042-655-7901
Fax
E-Mail

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」に対する意見

標記について、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下単に「命令」といいます。）の一部を改正する命令案に関し、以下のとおり意見を提出致します。

1 全般

自転車通行可の歩道や自転車道においては、現行の命令のままでも、自転車に対し一方通行規制を課することができるものと考えますが、今般の改正案により自転車一方通行規制標識（以下「本件標識」といいます。）が定められることにより、その規制が視覚的に分かりやすくなるなどの効果が期待できることから、改正案については特に反対すべき内容はございません。

なお、自転車一方通行規制（以下「本件規制」といいます。）を実のあるものとするためには、命令において本件標識を定めるのみならず、他の事項についても改正等を要するものと考えますので、次項のとおり要望申し上げます。

2 要望事項

要望事項(1) 自転車一方通行の道路標示（規制標示）の新設

本件規制については、下記理由により、道路標示をもって行うことができるよう、併せて自転車一方通行の規制標示を定めて頂きたいと要望します。

理由 1

自転車利用者は、自転車の運転中においては、路面状況を確認するため、路面方面に視線が行きがちとなります。

また、本件規制がなされる歩道や自転車道（以下「本件規制歩道等」といいます。）においては、本件標識は既存の「自転車及び歩行者専用」などの道路標識（以下「既存標識」といいます。）に併設されることが予想されますが、既存標識は著しい高所など自転車利用者から確認しづらい位置に設けられている例を多く目にします。

そのため、併せて本件規制に係る道路標示を設け、自転車利用者が運転中に容易に本件規制を認識できるようにすべきものと思料します。



著しく高所に設けられた既存標識の例

理由 2

自転車は、道路外の施設や小道などあらゆる場所から道路に進入することができるという特性を有するため、本件規制歩道等を通行しようとする全ての自転車利用者にその規制を示すには、状況によっては本件標識を相当数設置する必要があることも考えられます。

ところで、現状の歩道等は、その大半において既存標識が十分に設置されているとは言いがたい状況にありますが、その理由の一つに、道路標識を設置できる場所が限られているため、必要な場所の全てに標識を設置するのが困難であるという事情が挙げられます。

そのため、標識の設置が困難な場所においては道路標示によって本件規制を示すことができるようにし、もって本件規制歩道等に進入しようとする全ての自転車利用者に本件規制を確実に認識させることができるようにすべきものと思料します。

理由 3

昨今の自転車通行環境整備において、一部の道路では、自転車の一方通行を促す法定外の路面表示がなされております。

これらの表示を、今後の自転車通行環境整備において容易に本件規制に転用できれば、その整備の経済的かつ効果的な推進が期待できます。

そのため、本件規制に係る道路標示を定め、もって自転車通行環境整備に既存法定外路面表示を有効活用できるようにすべきものと思料します。



一方通行を促す路面表示の例

要望事項(2) 車両進入禁止標識の改正又は自転車進入禁止標識の新設

命令別表第1の車両進入禁止の規制標識(303)に関する部分に、本件規制歩道等に車両進入禁止の規制標識を設置できる旨の文言を追加するか、又は自転車進入禁止の規制標識を新設されることを、下記理由により要望します。

理由

本件規制を行うに当たっては、既存の車両一方通行規制と同様に、進行禁止方向に対しては車両進入禁止標識を設置することが望ましいものと考えます。

現行の命令でも、本件規制に伴う車両進入禁止標識の設置は可能と思われませんが、現行の命令のままでは、その規制の範囲が本件規制歩道等に限定されるか不明確となる恐れがあり、また設置場所が「左側の路端」に限られているため、本件規制に伴う車両進入禁止の標識設置が進まないこととなり、逆送行為を十分に防止することができないなどの弊害が生じることも予想されます。

そのため、車両進入禁止標識の意味の明確化と設置場所の柔軟化を図り、もって本件規制歩道等における車両進入禁止標識の設置を推進すべく、命令別表第1に本件規制に伴う車両進入禁止標識に関する文言を追加するか、又は自転車進入禁止の規制標識を新設すべきものと思料します。